

実習生自殺訴訟・ ハラスメント認定の 全面勝利判決！

理学療法士・作業療法士養成体制を問う

薬害・医療被害をなくすための厚労省交渉実行委員会 会員 岡本隆吉

1、理学療法士を目指した学生が 自殺に追い込まれた経緯

本年6月28日大阪地裁は、理学療法士を目指していた学生が自殺したのは、実習先のハラスメントが原因とし、さらに学校と実習先に安全配慮義務違反があったとして、請求額6100万円の損害賠償全額を認め、原告の全面勝訴判決を言い渡した。

自殺した学生（当時39歳）は卒業に必須の臨床実習を2013年11月5日から始め、朝から夕方まで実習をさせられて、実習内容の記録・まとめは家に持ち帰り作成して翌日提出させられたために、睡眠は毎日2～3時間だった。その上でバイザーと呼ばれる指導者の理学療法士からは、検査などを中止させられて「帰れ」と言われたり、「次やったら終了」等一方的に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感など過度の心理的負荷を与えられ、ついに追い詰められて同月30日

に実習先を飛び出し、兵庫県の須磨浦山上遊園で遺書を残して自殺した。

学生の妻は睡眠時間もないほど毎日毎日課題とレポート作成に心身をすり削っていた夫が、何故こんなにまでしていたのか残されたパソコンを見て驚愕した。まじめで実直な性格であったが為に、指導者から繰り返されたハラスメントに耐え兼ね自殺へ追い込まれた夫の悔しさを見ると、実習先への怒りを抑える事が出来なかった。そして既に卒後就職先まで決まっていた本人が、苦しさを打ち明け、SOSを発信していたのに真摯に対応してくれていなかった養成校「近畿リハビリテーション学院（高寿会）」と実習先の医療機関「辻クリニック（一裕会）」に対する怒りは日に日に高まった。「裁判に訴えるしかない」と考えた学生の妻と両親たちは弁護士を訪ねた。早速、労災問題に取り組んできた弁護士や過労死問題等に詳しい弁護士3名で弁護団が結成された。そして、ハラスメントによ

る安全配慮義務違反を立証するという大きな課題を抱えた損害賠償請求訴訟が、自殺翌年の2014年11月28日に起こされた。原告は学生の妻一人であったが、原告の両親と姉が全面的に支える家族ぐるみの戦いが始まった。

2、2015年5月、 中の島祭り交流テントでの再会

原告と実の姉は「薬害・医療被害をなくすための厚労省交渉実行委員会」のテントを訪ねてきた。実は、原告の実姉は2007年に一度訪ねて来たことがあった。その時は「職場のモラルハラスメントをなくす会」の名刺を置いて行った。8年ぶりの再会であった。私の写真入り新聞記事を見て、「この人を知っている。何か知恵を授けてくれるかもしれないので会いに行こう。」と妹を誘ったようである。「元気だったの」と挨拶から「今は何をしてるの」という会話となって一緒に来た妹の紹介を受け、事件の説明から意力を求めてきた。理学療法士を志して仕事を辞めて頑張っていた若い人が、自殺にまで追い込まれた事実にもまず衝撃を受けた。彼が通っていた近畿リハビリテーション学院では5年前にも実習中に学生が自殺しているという。なんで？ といった理学療法士養成の体制はどうなってるの？ 初めて聞く話にいろいろ質問した。でもそんなことには答えられなくて、「兎に角ひどいハラスメントを受

けて……」だった。すでに裁判を始めていると言う。私の頭では整理できなかった。夜、自宅で医療政策六法を見ると、法体系が判明した。すぐ電話して「法律、規則、ガイドラインなどが見つかった。見たことがあるか？ 違法行為に該当する箇所を整理して対応しないと事実経過だけでは戦えないよ。」と言って、「コピーしているから今取りに来たら。」と伝えた。幸い、住居が同じ区内で5キロ程度の距離。原告の姉が自転車でやって来た。私にとってはこの時が原告等との戦いの始まりだった。

3. 理学療法士養成教育、 特に臨床実習に関する情報の収集

施行規則やガイドラインには、学生の受け入れ数や教員数・決算等について監督官庁に対する年度ごとの報告が養成校に義務付けられていた。まず、実態調査から始める事として、情報公開請求を活用した。裁判に役立つかどうかではなく、養成制度全般の実態把握から動き始めたのである。

1) 情報公開制度を利用した情報収集

情報公開制度を利用し、多数の行政文書を収集した。

①厚労省が理学療法士・作業療法士協会など業界から受けた要請又は連絡を取り合った経緯が判る資料（要望が出されていたが、その根拠や利点など将来ビジョンが薄い）。

②近畿厚生局が近畿リハビリテーション学院等を調査した内容や本庁からの要請で事情調査した内容が判る資料（効果の薄い一人目学生自殺後の改善実態・今回は二人目）。

③近畿リハビリテーション学院が厚生局及び大阪府へ提出した報告書など（決算報告書・学生の入学・留年・退学実態・教員配置実数等の開示で毎年約40%以上の留年退学者を出し、収益を30%以上あげ、学生を食い物にしている実態判明）。

行政文書分析の結果、近畿リハビリテーション学院がガイドラインに反し教員不足や学生定員超過の状態で開催している事実が明らかとなった。実態調査と指導及び学生の相談窓口設置を大阪府に要望し、記者会見も行った。また、関係団体も以前から養成教育、特に臨床実習を問題視し、厚労省へ改革の要望書を提出している事実も把握した。

2) 業界雑誌及び論文などからの情報収集

業界雑誌や論文を可能な限り収集し、業界内部で議論されている養成教育・臨床実習の問題点について整理した。実習中の学生の自殺やうつ病がかなり以前から報告され、改革の必要性が度々指摘されていた。

3) 現役学生・元学生・保護者からの実体験聞き取り

原告は、自殺事件について公表し裁判の進行状況を都度報告するため、提訴当初からホームページを立ち上げていた。事件を知った元学生や現役学生・保護者等から自らの被害体験や相談、応援の連絡が原告の元に続々と寄せられるようになっていた。そこには、臨床実習での自殺未遂・留年・退学などの実体験が生々しく綴られていた。実習のハラスメントが原因で退学し引きこもりとなった元学生、奨学金を借りて進学したものの、実習におけるハラスメントが原因で理学療法士の道を諦め退学し、アルバイトで生計を立てながら借金返済を続けている元学生など、ハラスメントがその後の人生に及ぼす損害は甚大であった。

4. 臨床実習の問題点の把握

こうして、行政文書・業界内部の議論・学生の実体験を集め、検討・分析した結果、理学療法士養成教育、特に臨床実習に関する問題点が明確となってきた。

1) 無資格診療の疑い

学生は国家試験受験前であり、当然、療法士の資格を取得していない。にもかかわらず、臨床実習では学生が実際の患者を担当のうえ一連の理学療法・作業療法を実践する形式が長年踏襲されてきた。また、臨床実習指導者が手技や検査の説明・手本を示さないまま、学生を放置することも横行していた。「無資格診

療の疑いがあり、改める必要がある」と
変々指摘されながら放置され、患者に怪
我を負わせる等の事故も発生していた。

2) 臨床実習指導者が何の研修も課されず、学生を「指導」していたこと

理学療法・作業療法学生の臨床実習では、現場の療法士が何の研修も課されず学生の指導を任された。このため、実習指導者は法令・ガイドライン・療法士協会の方針等を顧みることなく、学生時代の自らの経験のみに基づく「指導」を実践した。特に深刻だったのは、ガイドラインで臨床実習における学修時間が定められているにもかかわらず、それを大幅に超える学修が強制されたことであった。学生は、現場で毎日8時間以上の臨床実習をおこなった上で、日誌やレポートなど課題を持ち帰らされ、翌日提出しなければならなかった。その結果、睡眠時間を大幅に削ったり徹夜したりして課題に取り組まざるを得ず、精神的にも体力的にも窮地に追い込まれることが常態化していた。さらに、学生が心身共に疲弊していることを認識したうえで、多数の指導者が「指導」と称して学生を追い込む言動を繰り返していた。

3) 学校が臨床実習地を管理しなかったこと

理学療法士・作業療法士養成校の急増によって学生が著しく増加し、臨床実習地が不足する状況が続き、学校は学生の

教育環境よりも臨床実習地の確保を優先、臨床実習教育の内容と学生評価を実習現場に丸投げしていた。実習現場で発生した問題については学生の自己責任とされた。これは、一部の学校にとって非常に都合が良かった。というのは、臨床実習施設からの不合格判定は学生を留年させ翌年の学費を払わせる口実に大いに利用できたからだ。

4) 情報公開が遅れており、学校の運営実態が隠蔽されていたこと

監督官庁の権限が限定的で、違法な学校運営も放置されていた。特に専門学校については、学校運営を評価する制度・仕組みがなく、留年率・退学率さえ外からは確認できなかった。

近畿リハビリテーション学院の場合、入学者のうち退学が40%を超え、留年率も非常に高かったが、国家試験合格率は90%以上を謳っていた。その上、学生定員超過や専任教員不足、多数の留年学生が存在によって、学校は高収益（純利益3割強）をあげていた。

5. 国会・厚労省における取組

こうした理学療法士養成教育の現実には、自殺した学生個人だけの問題でないことは明白であり、制度改革は一刻の猶予もならないものであった。改革を推進するため、問題を国会で議論してもらうことにした。

- 1) 2016 年 3 月、阿部知子衆議院議員が質問主意書提出。
- 2) 2016 年 5 月、同上再質問主意書提出。
- 3) 2016 年 7 月、同上議員事務所で文科省及び厚労省と面談話し合い。
- 4) 2017 年 1 月、厚労省が理学療法士・作業療法士養成施設に対してアンケートによる実態調査実施。
- 5) 2017 年 3 月、阿部知子衆議院議員が厚生労働委員会で改革促進の質問。大臣が対応約束。
- 6) 2017 年 6 月、厚労省が理学療法士等養成施設カリキュラム等改善検討会立上げ
- 7) 2017 年 6 月 8 日、厚労省へ照会状提出（理学療法士等養成施設指導ガイドライン 5 の 4「1.単位 45 時間」の解釈について）7 月回答受理。
- 8) 2017 年 10 月 厚労省が新人理学療法士・作業療法士とそれぞれの現役学生に対するアンケートによる実態調査結果公表。（6 で紹介する苛酷な臨床実習の実態が判明。）
- 9) 2017 年 11 月、検討会に要望書を提出。
- 10) 2018 年 2 月、検討会報告書公表。（2020 年度入学生から運用）
- 11) 2018 年 6 月、阿部知子衆議院議員が理学療法士等の臨床実習に関する質問主意書提出。（臨床実習 1 単位 45 時間厳守の具体的措置について）

6. 厚労省の学生等アンケートから明らかとなった実習の実態

2017 年 3 月の阿部知子衆議院議員の厚労委員会における質問をきっかけとし、厚労省は新人の理学療法士・作業療法士及び現役学生に対して養成教育についてアンケートによる実態調査を実施した（アンケートに回答したのは、新人療法士 903 + 341 名、学校養成施設 10 校に在学する最終学年学生 248 + 166 名であった）。同年 10 月に公表された結果は、臨床実習における過酷な実態を裏付けるものであった。厚労省も、臨床実習が学生にとって過重な負担となっていることを認めざるを得なくなった。

- 1) 「殆ど」或いは「毎日」「自宅に持ち帰り課題を行っていた」学生らは合計 90%以上
- 2) 「自宅で課題に費やす 1 日当たりの時間 3 時間以上」が 73.5%。
- 3) 「講義日より 3 ～ 4 時間程度睡眠時間が少なかった」学生らが 46%、「講義日より 5 時間以上睡眠時間が少なかった」と答えた学生らが 20.1%。
- 4) 「心身に不調をきたし、病院を受診したことがある」と 18.7%が回答。
- 5) 「実習指導者からハラスメントと思われる言動を受けたことがある」と 20%以上が回答。

このアンケート結果は、原告の開設したホームページに寄せられた被害の報告と符号していた。睡眠時間を削って課題

に取り組み心身の不調をきたした人、臨床実習指導者からのハラスメントで自殺未遂に追い込まれた人、やむなく退学して別の仕事につき借金の返済に追われている人や、現職理学療法士になったものの今も当時の記憶に苦しめられる人、被害は過去のものではなかった。

多くの学生が実習に耐えかねて留年や退学に追い込まれている。専門学校は学生の留年や退学で利益を上げる構図になっている。その一方で、今や学生の半数は奨学金制度を活用して入学している。留年するとまた一年借金が増える。返す当てがないから退学しないと多額の借金だけを背負い込むことになる。学生の弱みに乗じたハラスメント、学生いじめが蔓延する構図となっていた。

『週刊金曜日 2018 年 2 月 23 日号』は、大阪・近畿リハビリテーション学院について「相次ぐ自殺・遺族の提訴で発覚、これでは「ブラック専門学校」だ」と報道している。中見出しには「教員は削減・定員は超過」とか「命を削る実習・もうやめて」と書いてある。

「家族が自殺に至った悔しさや結末をこれ以上他の学生に負わしてはならない。私たちが最後にすべきだ。」原告らはその一心で裁判を耐え抜いた。

7. カリキュラム等改善検討会の結論

理学療法士作業療法士法は、昭和 40

年 6 月に制定された。当時の厚生事務次官は法の施行通知で、これまでは専門技術者の資格制度がなく、「我が国の医学的リハビリテーションの本格的普及発達の阻害要因となっていた」として、法律の施行を契機に資質の向上を目指すよう指示した。それから 50 年経過した。理学療法士・作業療法士養成校は、高齢化時代を迎えて療法士の需要増加もあり、近年飛躍的に増えている（厚労省調査では平成 29 年度 4 月現在で理学療法士の学校養成施設は全国 256 施設、定員数約 1 万 4200 人。作業療法士の学校養成施設は全国 192 施設、定員数約 7700 人。共に平成 11 年度に比べ約 3.9 倍と 2.5 倍の増加）。その結果、有資格者も急激に増加している。しかし、「資質の向上」について、実態は嘆かわしいものであった。

この点を阿部知子議員が衆議院厚労委員会で質問した。塩崎厚労大臣（2017 年当時）は「法は 50 年間も変わっていない。法の見直しも必要」と答弁し、当面の課題としてカリキュラム等大幅な見直しを図ると約束した。そして、理学療法士・作業療法士養成施設カリキュラム等改善検討会が 2017 年 6 月に立ち上げられ議論が始まった。5 回の会議を経て 12 月に報告書を出し、翌 2018 年 2 月に公表した。主な改正点などを紹介する。

1) 臨床実習において過重な負担を学生が負わされている事実を認め、監督

官庁である都道府県に対策を要請した。

例えば、ある総合医療機関では無資格の学生に「心原性脳梗塞症・右片麻痺・全失語症」の患者を担当させ、担当記録をそのまま自宅へ持ち帰らせ、日誌やレポートを翌日までにまとめて提出させる等、違法で苛酷な実習を強要し、実習を無事終了できなかったら留年となる学生の心理的不安に乗じて威圧的態度をとり不安感を与えていた。

学生は自らの被害について、どこにも相談することができず追い詰められていた。今回の検討会において、臨床実習中の学生の過重な負担を認め、「都道府県等における適切な指導をお願いしたい。」とし、実習が適切に行われるために行政の介入を求めた。

2) 臨床実習指導者に研修受講が義務付けられた。

現在、三年以上の実務経験を有する療法士が働く病院・クリニック等は臨床実習地として学生を受け入れることが可能で、実際の指導者の経験年数や研修について何の定めもない。その為、多くの臨床実習指導者は、ガイドラインの内容や教育者としての研修を受けないまま、学生時代の自らの臨床実習経験だけに基き臨床実習指導を行っていた。今回の検討会では、実習指導者には5年以上の実務経験と厚労省の研修受講を義務付けるよう示した。

3) 臨床実習における学修時間（1週間 1単位 45時間）に日誌やレポート作成などに取り組む時間を含むことを明確化した。

「6」で詳しく述べた通り、現役学生等に対するアンケート調査から、臨床実習の過酷な実態が明らかになった訳だが、特に、時間外での課題が恒常的に与えられていることを問題視し、実習時間外の学習時間も含めて1単位 45時間以内とする事を明記した。

この点に関して、厚労省は、現行のガイドラインにおいても1週間1単位 45時間について「実習の後に毎日レポートや日誌を課した結果、大幅に45時間を超過することは認められません」と以前より公表しており、実習後に毎日課題を持ち帰らせ、翌日提出させる形態の実習は現在でもガイドライン違反である。

4) 第三者機関による学校・養成施設の評価を義務付けた。

現在、特に専門学校の倫理意識が低く、違法な学校運営が横行している。これまで実施されてこなかった養成施設の学校運営を第三者機関に評価させ、結果を公表する仕組みの導入を決めた。この点、一定の評価はするが、行政の立ち入り調査権がないまま、第三者機関による学校評価と結果の公表が学校運営改善にどの程度の実効性を持つか甚だ疑問である。

8. 画期的な原告勝利判決の要点

検討会の報告公表から4か月後の6月28日、大阪地裁で判決が言い渡された。この日、原告家族の友人・知人だけでなく、実習教育の被害者が全国各地から駆け付け、傍聴席と法廷前の通路は支援者であふれた。裁判長が請求金額全額の支払いを命じ、原告の訴えが全面的に認められたことが明らかになり、原告と支援者はともに涙した。

1) 実習先辻クリニックについて

イ. 安全配慮義務があったこと：実習施設は学生を実習生として受け入れる旨を学校と合意しており、「当該実習生の安全に配慮する義務(安全配慮義務)を負う」と判断した上で、「実習に伴う疲労や心理的負荷などが過度に蓄積して心身の健康を損なう事がないようにすべき注意義務を負っていた。」と判示した。

ロ. 注意義務違反があったこと：実習指導者Nが被害学生Aに繰り返した発言について、「Aを無意味に困惑させ、Aに対して一方的かつ執拗に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感を与え、過度に心理的負荷を与えるものであって、本件実習における指導の範囲とは評価し得ない。」と判示し、Nの違法発言と認定した。

特筆すべきは、Nの発言が連日繰り返されはしたものの、言葉尻だけを

とらえると、即座に不法とまでは言い難い印象を与えるものであったにも関わらず、裁判所はAの置かれた状況を詳しく検討し、Nの発言が実習生にとってどのような意味を持つかを丁寧に分析したうえで、「Nの違法発言」と認定したことである。

さらに、Aの臨床実習における学習時間についても、1週間あたり平均約70時間であり、厚労省の「基準を大幅に超えており質的・量的に過重なものであったことは明らかである。」とし、指導する立場であるNは、「学習時間の実情を把握し、それが質的・量的に過重なものとなっていないかを検討し、それが過重な場合には改善するための指導をすべきであった」が、確認すらしたことが無く実情を把握せず指導しなかったことについて「Nの違法行為」と認定した。

ハ. 相当因果関係があったこと：こうして裁判所は、実習指導者Nの違法発言及び違法行為と自死した被害者Aとの間には「事実的因果関係がある」と結論付けるとともに、Nの同級生が実習中に自殺している等の事実から、予見可能性も認め、相当因果関係があると判断した。

2) 被告近畿リハビリテーション学院の安全配慮義務違反

学校に対しても安全配慮義務を負うことを認め、Aの実習時間が1週間70時間を超えており、質的・量的に過重なも

のとなっていたにもかかわらず、本人に作業時間や睡眠時間等の確認すらしたことがなく、「1週間当たりおおむね45時間以内となるように配慮すべき義務に違反した」と認めた。また、実習現場におけるN違法発言を防止するための対策を検討・実行するなど環境調整を適切に行うべきであったのに、組織として何ら対応せず、担当教員も「本質的な改善に資するとはいえない対応」しか行わず、具体的対応策を検討しようとした形跡もないとした。

そして、一件目の学生自殺事件の当事者である学校は、AからN違法発言の存在について報告を受けており、Aに疲労や心理的負荷等が過度に蓄積されていることを認識できたのだから、Aが自殺に至ることも予見できたとし、注意義務があったことを認め、「本件実習の開始後において、Aの自殺を予見することが出来たことが認められるから、被告の義務違反行為とAの死亡結果との間には相当因果関係が認められる。」と判断した。

9. 判決の波及効果で、続発している自殺・自殺未遂・失踪・不当で理不尽な留年や退学から理学療法士や作業療法士を目指す学生を守りたい

学生の自殺という具体的事件から、養成教育実態の調査を行い、被害を広く社

会に訴えるとともに行政にも働きかけ、養成教育の改革を推進した。こうした運動を通じ、現在の社会的常識が原告・被告のどちらにあるのかは自ずと明らかとなった。裁判所もその流れを見逃すことは無かった。

だが、裁判で全面勝訴したとしても、亡くなった学生が帰ってくることはない。私が裁判を支援したのは、事件の再発を防止して、志を持つ学生に勇気をもって主張できる環境と制度を作りたいと願ったからだ。遺族のホームページには今も多くの子供らからの投稿がある。厚労省は検討会を作り報告書をまとめて、改革の第一歩を踏み出した。しかし、学校と専門学校及び実習現場に基本的な資質なくしては、学生第一の教育は実現できない。今後、臨床実習指導者である現職理学療法士・作業療法士を会員とする協会の責務も問われることになるだろう。関係各位の自覚と脱皮を切に願っている。

(おかもと・りゅうきち)

2018.9.1

- 1、本件判決については被告側が控訴しています。大阪高裁にて今後審理が尽くされます。
- 2、厚労省は、昨年カリキュラム等改善検討会の報告を受けており、その報告に沿って9月に規則・ガイドラインを改正し、新しく通達を出す見通しです。